

北海道情報大学 情報センター管理部門責任者会議規程

(設 置)

第1条 北海道情報大学情報センター規程第8条第2項の規定に基づき、北海道情報大学情報センター運営委員会（以下「委員会」という。）の下に、北海道情報大学情報センター管理部門責任者会議（以下「情報センター会議」という。）を置く。

(任 務)

第2条 情報センター会議は、委員会の下で各管理部門の業務内容に係る審議、協議及び連絡調整等を行うことで、北海道情報大学情報センター並びに委員会の業務及び運営を円滑かつ迅速に対応できるようにすることを任務とする。

2 情報センター会議で審議した内容は、委員会に上程するものとする。

(審議事項)

第3条 情報センター会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 各管理部門に係る管理・運営の基本方針に関すること。
- (2) 各管理部門が所掌する業務内容に係る運用に関すること。
- (3) その他管理部門の管理・運営に関すること。

(組 織)

第4条 情報センター会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 情報センター長
- (2) 各管理部門責任者
- (3) 事務局次長（情報システム管理室担当）
- (4) 情報システム管理室長

(議 事)

第5条 情報センター会議は、情報センター長が招集し、その議長となる。

- 2 情報センター会議は、委員の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決することはできない。
- 3 情報センター会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 情報センター長が必要と認めたときは、情報センター会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。ただし、議決に加わることはできない。

(開催時期)

第7条 情報センター会議は、原則として毎月1回開催するものとする。

(庶 務)

第8条 情報センター会議の庶務は、情報システム管理室において処理する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。